

## 1 各段階に応じた取り組みの重要性について

児童虐待の取り組みは、発生予防、早期発見・早期対応、家庭の再統合、再発防止、といったように、それぞれの段階に応じた取り組みを考えていくことが大切です。そしてそれぞれの段階においては、産科・小児科等の医療機関、保健所・保健センター、保育所・幼稚園、児童相談所、市区町村行政、小中学校、民児協、社協、乳児院や児童養護施設、子育て支援活動を行なう団体等、さまざまな機関が、それぞれの特性、専門性を活かしながら、連携しつつ対応していくことが期待されます。

すべての民生委員は児童委員であり、民児協として児童虐待の防止、子育て支援活動に積極的に取り組んでいくことが期待されています。

### 児童委員に期待される取り組み

児童委員に期待される活動は、「児童委員の活動要領」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)にその基本が示されています(27頁参照)。

そのなかで、とくに児童虐待への取り組みとして、各段階に応じて以下の4点が示されています。

<p><b>① 発生予防の取り組み</b></p>	<p>子育てに関する相談に応じつつ、地域の子育て支援活動への参加・協力をしながら、子育て中の親等にこうした活動への参加を呼びかけ、関係機関と連携をはかりながら親等を支援することによって、虐待の発生を予防する。</p>
<p><b>② 早期発見・早期対応の取り組み</b></p>	<p>地域住民・関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、発見した場合は、児童相談所、福祉事務所等へ速やかに通告し早期対応に努める。</p>
<p><b>③ 再発防止の取り組み</b></p>	<p>関係機関と連携し、児童相談所の一時保護所や児童養護施設などを子どもたちが退所した後、その家庭を地域で見守り、相談にのるなど、再発防止に努める。</p>
<p><b>④ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)への参画</b></p>	<p>市町村において設置される要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)へ積極的に参画する。</p>

## 2 虐待の予防と早期発見・早期対応のための児童委員の役割

### 児童委員、主任児童委員の役割

民児協には区域担当の児童委員と主任児童委員がおり、両者が連携しながら、地域の子育て支援活動や課題を抱えた個別の家庭の支援にあたっていくことが大切です。

区域担当児童委員は、日々、民生委員と呼ばれて活動していることが多いと思いますが、虐待問題を含め、児童委員として住民からの通告や相談先となり、また個別の家庭の見守りや相談支援にあたる役割が期待されています。

一方、主任児童委員は、市区町村の児童課、保健所、児童相談所など、児童家庭福祉に関する諸機関と民児協との連絡調整の窓口となるほか、必要に応じて個々の家庭に対し、区域担当児童委員と連携した支援にあたることが期待されています。

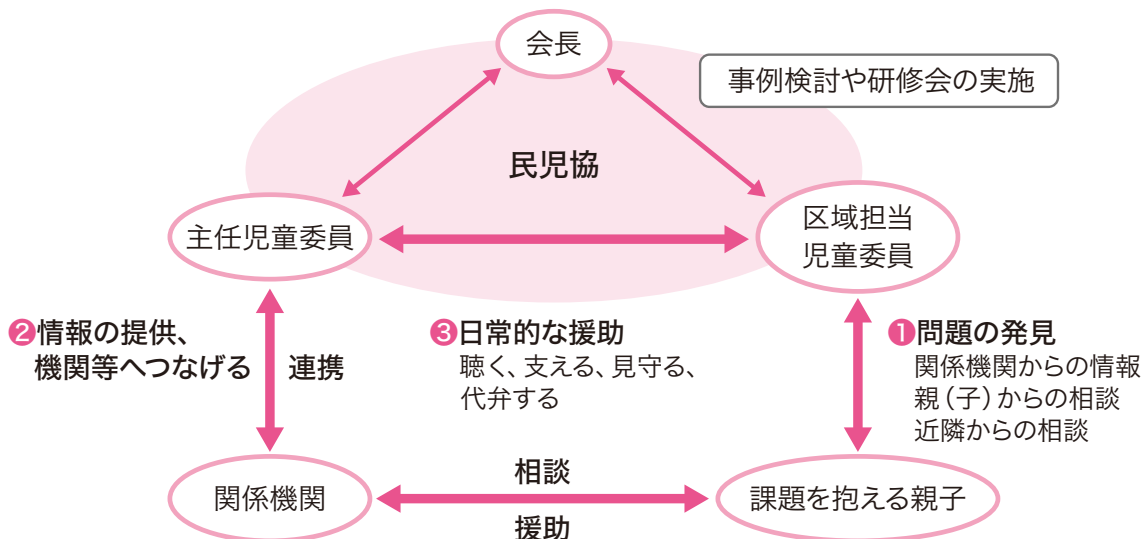
### 民児協組織として取り組む

児童委員と主任児童委員の連携、また関係機関との連絡調整のためには、民児協内において、会長を中心とした連携の仕組みを構築しておくことが大切です。

たとえば、課題を抱える親子への支援などに際し、経験の浅い児童委員は判断に悩むことも多いと考えられますが、民児協内で会長や主任児童委員との連携体制が構築されていれば、チームで対応を協議し、また必要に応じて複数の委員で支援にあたるなど、より適切な対応をとることが可能ともなり、委員の不安の軽減にもつながります。

なにより、子どもや子育て家庭への対応を主任児童委員任せにせず、会長や区域担当児童委員が自らの役割として積極的に関わっていくことが期待されます。

#### ■ 民児協内の連携・組織的対応の推進



## 虐待予防のために

児童虐待の背景には、親の育児疲れや地域からの孤立などがある場合が多いとされます。とくに虐待者として実母の割合が高いこと、また生後すぐの虐待死事案が多いこと等を勘案すると、妊娠中からの切れ目のない相談支援が大切であるといえます。

そうした意味において、民児協としての取り組みを含め、地域において以下のような取り組みを進めていくことが期待されます。

### ●虐待予防に有効な地域での取り組み例

- 妊娠中の母親の相談会の開催、「母親教室」・「父親教室」などの開催
- 出産後早期からの相談や励ましのための「乳児家庭全戸訪問事業」の実施
- 出産後の定期健診の未受診家庭への訪問活動
- 親の孤立防止、仲間づくり、子育て相談等のための「子育てサロン」の開催

## 虐待の早期発見・早期対応のために～速やかな相談・通告が大切

児童虐待は早期の発見と対応が重要とされます。早期に適切な支援が行なわれれば、なにより子どもたちに及ぼす影響を小さくすることが可能となるからです。

早期発見・早期対応のために児童委員に期待される役割としては、自らの活動のなかで、「虐待かもしれない」とのサインを発見した場合、また住民からの相談を受けた場合に、市区町村や児童相談所、福祉事務所などへの速やかな相談・通告を行なうことです。

### ●「虐待を受けたと思われる児童」の発見、通告には、虐待のサインへの気づきが重要です。

- 落ち着きがなく、おどおどしている。
- 表情が乏しい。
- 着衣の汚れや不自然なケガのあとがある。

このような虐待のサインを見逃さないよう、日頃から子どもたちと関わる機会をもち、留意することが大切です。

「もし、虐待ではなかったら」といった思いから、通告に慎重になることもあると思います。しかし子どもを守るためには、早期の対応がなにより重要です。また、仮に虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはなく、秘密も守られます。

虐待を繰り返している家庭においては、同時に複数の課題を抱えているケースも多く、さまざまな関係者が連携し、支援を行なっていく必要があります。そのためにも、虐待の疑いがある場合には、できる限り早期に市区町村や児童相談所等に相談、通告することが大切です。通告は、電話のほか、手紙でも構いません。

また、こうした対応を行なう場合には、自分1人で抱え込むのではなく、民児協会長や主任児童委員、当該区域担当児童委員との情報共有も行ない、チームとして対応していくことが大切です。

## ■ 児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」

平成27年7月より、全国の児童相談所につながる共通ダイヤルが「いちはやく」との思いを込めた「189」番となりました。この番号にかけると最寄りの児童相談所につながります。

匿名での通報・相談も可能です。「虐待かも」と思ったとき、ぜひ、ためらわずにこの番号への連絡を、地域の多くの人びとに呼びかけてください。

## 3 関係機関との連携による支援の取り組み

児童虐待への対応で重要な関係機関との連携において、民児協として関係が深いのが「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」です。また、今後に向けては、全国的に配置が進む小中学校の「スクールソーシャルワーカー」や「スクールカウンセラー」との連携も重要になってくると考えられます。

### ■ 要保護児童対策地域協議会への積極的な参画

要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正で法定化されたものです。現在、ほぼすべての市区町村で設置され、市区町村行政や児童相談所、警察、弁護士会、医療機関、学校、民児協、社協等、幅広い関係機関が参画しています。民児協も、全国9割以上の市区町村でその構成メンバーとなっています。

協議会は、一般に以下の3層構造をとっており、民児協会長が「代表者会議」に、また区域担当児童委員や主任児童委員が「実務者会議」、「個別ケース検討会議」に参加し、中心的な役割を果たしている場合も多くなっています。

近年の虐待事例の分析からは、この協議会が設置されていても、メンバー間で情報が共有されていなかったり、会議に付されていても深刻な被害を防止できなかった場合もみられます。協議会の存在意義が発揮されるよう、メンバーによる積極的な情報共有や協働が大切となっており、民児協もその一翼を担っていくことが期待されています。

### ■ 要保護児童対策地域協議会のしくみ

代表者会議	構成機関・団体の代表者により年に1～2回開催され、協議会のシステム、活動状況について検討します。
実務者会議	定例的・定期的な構成機関・団体の実務者の会議で、情報交換や全てのケースの状況確認、援助方針の見直し等について協議します。
個別ケース検討会議	個別の要保護児童等について、直接関わる担当者や関係者が、具体的な支援の内容等を検討するために開催されます。随時開催され、支援における役割分担や支援計画等の決定事項は、記録され共有されます。

## 小中学校のスクールソーシャルワーカー等との連携

虐待など、子どもが抱える課題に周囲のおとなが早期に気づくうえで、保育所や幼稚園、小中学校などの役割には大きなものがあります。各地の民児協においては、こうした関係者との情報交換会も開催されていますが、今後、とくに小中学校との関係において連携が期待される者として、「スクールソーシャルワーカー」があげられます。

近年、虐待に加え、いじめや不登校など、子どもをめぐる課題が多様化、深刻化するなか、文部科学省は全国の小中学校に、心理面の専門職である「スクールカウンセラー」や、学校と地域の関係機関との連絡調整役となる「スクールソーシャルワーカー」の配置を進めています。児童委員活動においても、校長や教頭といった教員に加え、こうした専門職との連携を進めていくことも大切と考えられます。

### スクールソーシャルワーカーとは

社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格を有する者で、教育・福祉分野の知識や技術をもって、課題を抱えた子どもやその家庭を支援するために、教育委員会、児童相談所、福祉関係機関等、外部機関との連絡調整役となって活動します。文部科学省では平成31年度までに、全国すべての中学校区での配置（約1万人）をめざすとしています。

## 「全国児童委員活動強化推進方策」を意識した取り組みを

全国民生委員児童委員連合会では、児童虐待への対応を含め、全国的な児童委員活動の推進のため、「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」を定めています（30頁参照）。

この「推進方策」では、以下の「基本方針」および「重点目標」のもと、民児協として地域の関係者と連携した「わがまちならでは」の積極的な取り組みを呼びかけています。ぜひ、それぞれの地域の実情を踏まえた取り組みを考えてみてください。

### 全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言 児童委員・主任児童委員版(抜粋)

- |             |  |
|-------------|--|
| <b>基本方針</b> | 「進めよう！子育てを応援する地域づくり、支えよう！子どもたちの健やかな育ち～地域住民とともに「わがまちならでは」の活動を～」   |
| <b>重点目標</b> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。</li> <li>2. 地域の子どもたちの見守り活動を進めるとともに、子どもたちにとって身近な「おとな」となります。</li> <li>3. 児童虐待の早期発見・早期対応のため、幅広い関係者の連携・協働を推進します。</li> </ol> |

## 児童委員、主任児童委員に期待すること

明治学院大学教授 松原康雄

現代社会は、地域住民の関係の希薄化に伴い、住民間の「絆」が弱体化している地域が増加してきています。「絆」の弱体化は、互助の弱体化も意味します。子ども・子育ての分野では、子育ての悩みや疑問について気軽に近隣の人や子育ての先輩に相談できる環境が失われてきているとあってよいでしょう。地域住民の結びつきは、子育てや子どもの成長、発達という側面だけではなく、高齢者支援など地域全体の課題となっています。

児童委員、主任児童委員は民生委員として、地域社会にあって人と人がつながる支援をしてきています。この活動が子ども、子育て支援にも広がっていくことを期待しています。子育てを通じた仲間作りは、親たちの相互支援にも結びつき、日常の育児ストレスの軽減に貢献します。このストレス緩和こそ、虐待予防の大切なポイントとなります。また、親子が集う場への児童委員、主任児童委員の参画やそのような場の企画は、子育ての先輩としてのアドバイスの提供や、話を聴くことによる癒し、子どもの異世代交流体験による成長発達支援など多くの意義を有しています。これらの活動が虐待予防にも貢献します。

しかしながら、虐待発生を完全に防止することは困難です。早期発見や的確な対応も必要です。児童委員、主任児童委員という存在が地域社会により認知されれば、子どもや子育てについて課題のある家庭の情報が地域住民や関係機関からもたらされることとなります。児童虐待の背景は多様ですが、主たる共通点のひとつとして、虐待を引き起こす家族の地域社会からの孤立があげられます。このことから、地域社会や子ども・子育て支援機関と家族との仲介も児童委員、主任児童委員に期待されることです。全国児童委員活動強化推進方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言児童委員・主任児童委員版に沿った、わがまちならではの活動が展開されることで、個別支援における支援機関ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）への積極的参画も求められています。

最近よく使用される単語のなかにhub = ハブという言葉があります。もともとは、活動などの中心・中枢を意味する言葉ですが、最近は複数のコンピュータをつなぐ集線装置という意味や、航空路線では各地への乗り継ぎ便が集まる空港というような意味で使われています。児童委員、主任児童委員は、地域住民をつなぐことで虐待の発生予防に貢献するとともに、必要な支援を担う機関・施設に家族をつなぐことで効果的な支援との仲介役を果たすという二重の意味で、まさに地域社会のなかのハブであることが期待されているといえるでしょう。この活動は、個人としてだけでなく、民生委員児童委員協議会という組織での取り組みとしても重要です。